

↳ 食事の現物支給

Q : 当社は、この度、役員又は使用人に対し社内の直営食堂で食事を支給することにしました。その際、役員又は使用人に食事代を補助しようと考えておりますが、税法上の留意点があれば教えてください。

A : 食事の価額の半額以上を役員又は使用人が負担し、かつ、使用者の負担した金額が消費税抜きで月額3,500円以下である場合には、所得税は課税されません。

【解説】

本来、食事代は各個人が稼得した所得の中から支出すべきものですが、福利厚生施策の一環として食堂等を設けて食事を提供することが広く行われていることから、所得税法上、次のいずれにも該当する場合には、食事の支給による経済的利益はないものとして取り扱うこととされています。

- ① 役員又は使用人がその食事の価額の半額以上を負担していること。
- ② 役員又は使用人に支給した食事について、使用者の負担した金額が月額3,500円（消費税抜きの金額）以下であること。

したがって、上記に該当しない場合には、その食事の価額から、その食事の対価として徴収している額を控除した残額が給与として課税されます。

なお、法人税法上、法人が役員又は使用人に対し常時支給する昼食等の費用は、交際費等には該当しませんので、その経済的利益につき所得税が課税されるかどうかに関わらず、原則として損金の額に算入できます。

